# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	生活保護の決定及び実施等に関する事務 基礎項目評 価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

長崎県は、生活保護の決定及び実施等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシ一等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることをもって個人のプライバシ一等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

・本事務において用いるシステムの利用にあたっては、内部による不正利用の防止のための、システム操作者に守秘義務を課し、ID及び生体認証(又は「ID及びパスワード」)によるアクセス制限、利用可能端末の制限、システム操作者の使用記録を保存する等の対策を講じる。

・外部からの当該システムに対するアクセスを制限し、責任者の許可がある場合を除く外部への情報資産の送付及び持出し並びに外部における情報処理作業を禁止する等、情報漏洩に対する対策を講じる。

・当該システムの維持管理等を外部事業者に委託する際には、当該事業者との契約において長崎 県個人情報取扱事務委託基準に基づく別記個人情報取扱特記事項を締結し、当該事業者に対し、 個人情報の保護のための措置を講じること等を義務付ける。

## 評価実施機関名

長崎県知事

## 公表日

令和5年6月30日

## I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルる	を取り扱う事務
①事務の名称	生活保護の決定及び実施等に関する事務
	【概要】 生活保護法に基づき、同法に定める生活に困窮する者に対して、保護の決定及び実施等に関する事務 を行う。
②事務の概要	【具体的内容】 ・生活保護申請書の受理、訪問調査、資産調査及び決定(却下)通知 ・生活保護費の支給 ・生活保護の変更、停止及び廃止 ・就労自立給付金支給申請書の受理、審査及び決定等の通知 ・就労自立給付金の支給 ・進学準備給付金支給申請書の受理、審査及び決定等の通知 ・進学準備給付金の支給 ・進学準備給付金の支給 ・保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収 ・家庭訪問を行い、受給世帯の状態に応じた様々な支援を行う。 ・医療扶助のオンライン資格確認に関する事務 (生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携、医療保険
	者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理、医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等)
③システムの名称	生活保護システム、中間サーバー、統合宛名システム、統合専用端末、医療保険者等向け中間サー  バー等

#### 2. 特定個人情報ファイル名

生活保護受給者情報ファイル

### 3. 個人番号の利用

法令上の根拠 O番号法 第9条第1項 別表第一 15の項

#### 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[ 実施する ]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	項、31の項、37の項、38の項、42の	18の項、20の項、24の項、26の項、27の項、28の項、30の項、50の項、53の項、54の項、61の項、62の項、64の項、704の項、106の項、108の項、113の項、116の項、120の項

### 5. 評価実施機関における担当部署

①部署	長崎県福祉保健部福祉保健課
②所属長の役職名	福祉保健課長

### 6. 他の評価実施機関

なし

### 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

\*福祉保健部福祉保健課 所在地:〒850-8570 長崎市尾上町3-1 電話番号:095-895-2418 \*総務部県民センター 所在地:〒850-8570 長崎市尾上町3-1 電話番号:095-894-3441

## 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先

長崎県福祉保健部福祉保健課 所在地:長崎市尾上町3-1 電話番号:095-895-2418

## Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人	1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		1〕 [ 1,000人以上1万人未満 ] <u>2</u> 3 4			2) 1,000人以上 3) 1万人以上10	1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満		
	いつ時点の計数か	令和:	5年4月1日 時点					
2. 取扱者	数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満		
	いつ時点の計数か		5年4月1日 時点					
3. 重大事	3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか			発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし		

# Ⅲ しきい値判断結果

### しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

# Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類								
   2)又は3)を選択した評価実施	項目評価		重点項目評	価書又は全項	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及ひ 3) 基礎項目評価書及ひ 頁目評価書において、リス・	<b>《全項目評価書</b>		
されている。 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)								
2. 特定個人情報の人士(1	月刊化化	イットソークンスプ	ムを通し	こ人士で除く	。) <選択肢>			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]		1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用								
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	Г	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	Г	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの	取扱い	の委託			[ 0	]委託しない		
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[		]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や	情報提供ネットワーク	クシステムを	を通じた提供る		]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[		]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[ ]接網	続しない(入手) [	]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
7. 特定個人情報の保管・済	去							
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 監査								
実施の有無	[ 0 ]	自己点検	[ ]	内部監査	[ ] 外部監	<u></u>		
9. 従業者に対する教育・啓	発							
従業者に対する教育・啓発	[	十分に行っている	]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行っ 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	ている		

#### 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月14日	5. 評価実施機関における担 当部署	福祉保健課長 南部 正照	福祉保健課長 上田 彰二	事後	人事異動に伴う変更
平成29年11月30日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	○番号法第19条第7号 別表第二 ・特定個人情報の照会 26の項、87の項 ・特定個人情報の提供 9の項、10の項、14の項、16の項、24の 項、26の項、27の項、28の項、30の項、31 の項、50の項、54の項、61の項、62の項、 64の項、70の項、87の項、90の項、94の 項、104の項、106の項、108の項、116の 項、120の項	〇番号法第19条第7号 別表第二 ·特定個人情報の照会 26の項 ·特定個人情報の提供 9の項、10の項、14の項、16の項、20の 項、21の項、24の項、26の項、27の項、28 の項、30の項、31の項、37の項、38の項、5 0の項、53の項、54の項、61の項、62の 項、64の項、70の項、87の項、90の項、94 の項、104の項、106の項、108の項、116の 項、119の項	事後	番号法改正に伴う変更
平成29年11月30日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	○番号法別表第一の主務省令で定める事務を 定める命令 ・主務省令で定める事務 第19条名号、第44条第2号から第5号 ・主務省令で定める情報 第8条第1号イ、第8条第2号イ、第9条第1号 イ、同条第2号イ、同条第3号イ、第11条第1 号、第12条第1号へ、同条第3号、第11号、同条第3号 号木、第17条第1号、第19条第1号イ、同条第3号 号木、第17条第1号、第19条第9号只 1号子、第20条第4号から7号、同条第9号口、同条第10号、第21条第1号小、同条第2号から5号、同条第7号から9号、第22条第1号 い55号、同条第7号から9号、第22条第1号 い55号、同条第7号から9号、第22条第1号 小、同条第2号から10号、第32条第1号「第5号」 条第2号から同条第5号まで、第47条第1号、 条第2号から同条第5号まで、第47条第1号、 条第2号から同条第5号は、同条第3号、行。 条第2号から同条第5号は、同条第3号、行。 条第2号から同条第5号、同条第1号、八同条第 第8代、同条第9号イ、同条第1号へ、、同条第 号へ、同条第3号イ、下等53条第1号へ、同条第 号へ、同条第3号イ、第55条第4号イ、同条第 号へ、同条第3号イ、第55条第4号イ、 ※番号法別表第二第30の項、90の項、116 の項及び120の項にかかる主務省令は未制定	○番号法院会院 で定める事務を定める事務を定める命令・主務省令で定める事務第19条寄・主務省令で定める事務第19条寄・生務省令で定める情報第8条第2号人、第9条第1号、1、第19条第3号、1、同条第3号、1、同条第3号、1、同条第3号、1、同条第5号、1、同条第5号、1、同条第5号、1、同条第5号、1、前9条第5号、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1	事後	番号法改正に伴う変更
平成29年11月30日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	時点修正
平成29年11月30日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	時点修正
平成30年7月4日	7. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 請求先	長崎市江戸町2-13	長崎市尾上町3-1	事後	庁舎移転に伴う変更
平成30年7月4日	8. 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ 連絡先	長崎市江戸町2-13	長崎市尾上町3-1	事後	庁舎移転に伴う変更
平成30年7月4日	個人のプライバシー等の権利 利益の保護の宣言 特記事項	個人情報取扱特記事項	別記【特】個人情報取扱特記事項	事後	委託基準改正に伴う変更
令和1年6月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ②事務の概要	【具体的内容】 ・生活保護申請書の受理、訪問調査、資産調査 及び決定(却下)通知 ・生活保護費の支給 ・生活保護の変更、停止及び廃止 ・就労自立給付金支給申請書の受理、審査及 び決定等の通知 ・就労自立給付金の支給 ・保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収 ・家庭訪問を行い、受給世帯の状態に応じた 様々な支援を行う。	[具体的内容] ・生活保護申請書の受理、訪問調査、資産調査 及び決定(却下)通知 ・生活保護費の支給 ・生活保護費の支給 ・生活保護の変更、停止及び廃止 ・就労自立給付金支給申請書の受理、審査及 び決定等の通知 ・就労自立給付金の支給 ・進学準備給付金支給申請書の受理、審査及 び決定等の通知 ・進学準備給付金の支給 ・進学準備給付金の支給 ・保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収 ・家庭訪問を行い、受給世帯の状態に応じた 様々な支援を行う。	事後	番号法改正に伴う変更
令和1年6月28日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	〇番号法第19条第7号 別表第二 ・特定個人情報の照会 26の項 ・特定個人情報の提供 9の項、10の項、14の項、16の項、20の項、21の項、24の項、26の項、27の項、28 の項、30の項、31の項、37の項、38の項、5 0の項、53の項、54の項、61の項、62の項、64の項、70の項、90の項、90の項、9 0項、104の項、106の項、108の項、116の項、119の項	〇番号法第19条第7号 別表第二 ·特定個人情報の照会 26の項 ·特定個人情報の提供 9の項、10の項、14の項、16の項、18の 項、20の項、21の項、24の項、26の項、27 の項、28の項、30の項、31の項、37の項、3 8の項、50の項、53の項、54の項、61の項、62の項、64の項、70の項、87の項、90の 項、94の項、104の項、106の項、108の項、 116の項、119の項	事後	番号法改正に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	同上	2号イ、同条第23号イ、第52条、第53条第1号二、同条第2号二、同条第3号ハ、第55条第1号リ、同条第6号へ、同条第7号ハ、同条第9	イ、第14条3号イ、第17条第1号、第19条第1号表、同条第2号から6号、第20条第4号から7号、同条第9号口、同条第10号、第21条第1号、八、同条第4号及び5号、同条第7号から9号、第22条第2号から6号、同条第8号、同条第10号及び11号、第23条第1号、第24条第1号、第26条の4第1号、第27条第3号イ、第28条第1号小、同条第2号へ的条第2号、第34条第3号、第35条第1号、第39条第1号、第44条第1号又、同条第2号から6号、第47条第2号イ、同条第3号、第35条第1号、高条第44条第1号又、同条第2号から6号、第47条第2号イ、同条第6号イ、同条第6号イ、同条第7号イ、同条第8号号、同条第6号イ、同条第7号イ、同条第8号	事後	同上
令和1年6月28日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	時点修正
令和1年6月28日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	時点修正
令和1年6月28日	Ⅳリスク対策	-	新設された評価項目の記載	事後	
令和2年5月12日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	○番号法第19条第7号 別表第二 ・特定個人情報の照会 26の項 ・特定個人情報の提供 9の項、10の項、14の項、16の項、18の 項、20の項、21の項、24の項、26の項、27 の項、28の項、30の項、31の項、37の項、3 8の項、50の項、53の項、54の項、61の項、62の項、64の項、70の項、87の項、90の 項、94の項、104の項、106の項、108の項、116の項、119の項同条第2号√	〇番号法第19条第7号 別表第二 ・特定個人情報の照会 26の項 ・特定個人情報の提供 9の項、10の項、14の項、16の項、18の項、27の項、24の項、26の項、27 の項、28の項、30の項、31の項、37の項、3 8の項、42の項、50の項、53の項、54の項、61の項、62の項、64の項、70の項、106の項、106の項、106の項、108の項、106の項、1	事後	番号法改正に伴う変更
令和2年5月12日	同上	日号二、同条第3号口、同条第2号口、同条第5号、第11条第1号二、同条第2号口、同条第2号口、同条第2号口、同条第2号号、同条第3号小、同条第4号以、同条第5号号、同条第5号、同条第6号、同条第6号、同条第6号、同条第6号、同条第6号、同条第6号、同条第6号、第10号、第2号、第14条3号、同条第5号、同条第5号、同条第5号、同条第5号、同条第5号、同条第5号、同条第5号、同条第5号、同条第5号、同条第5号、同条第5号、同条第5号、同条第5号、同条第5号、同条第5号、同条第5号、同条第5号、同条第5号、第22条第1号、第23条第1号、第23条第1号、第2条第1号、第3条第3号、第5条第1号、第5条第1号、第5条第1号、第5条第1号、第5条第1号、第5条第1号、第5条第1号、同条第2号、同条第5号、同条第5号、同条第5号、同条第5号、同条第10号、同条第10号、同条第10号、同条第10号、同条第10号、同条第11号、同条第10号、同条第11号、同条第15号、同条第15号、同条第15号、同条第第1号、同条第第15号、同条第15号、同条第15号、同条第5条第15号、同条第5条第15号、同条第5条第5条第5条、同条第5条第5条第5号、同条第5条第5号、同条第55条第5号、第55条第1号、同条第2号号、第55条第1号、同条第2号号、第55条第1号、同条第2号、同条第55条第1号、同条第55条第1号、同条第55条第1号、同条第55条第1号、同条第55条第1号、同条第55条第1号、同条第2号、同条第55条第1号、同条第55条第1号,	号、第21条第1号小、同条第5号及び6号、同条第8号か610号、第22条第2号か66号、同条第10号及び11号、第23条第1号、第24条第1号、第24条第1号、第25条第8号口、第26条の4第1号、第27条第3号代、第28条第1号、同条第2号小65号、同条第7号か69号、第32条第1号、抗局条第2号代、第33条第3号、第35条第1号、第39条第1号、第44条第1号、同条第3号代、同条第5号代、同条第6号代、同条第4号十、同条第8号代、同条第7号代、同条第7号行、同条第1号号、同条第7号行、同条第1号号、同条第1号号、同条第7号号、同条第1号,同条第1号号、同条第1号,同条第1号,同条第1号,同条第1号,同条第1号,可条1号,可条1号,可条1号,可条1号,可条1号,可条1号,可条1号,可条	事後	同上
令和2年5月12日	  Ⅱしきい値判断項目  1.対象人数	平成31年4月1日時点	第2号7 令和2年4月1日時点	事後	時点修正
令和2年5月12日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	時点修正
令和3年8月5日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	○番号法 第9条第1項 別表第一 15の項 ○番号法別表第一の主務省令で定める事務を 定める命令 第15条	〇番号法 第9条第1項 別表第一 15の項	事後	特定個人情報保護評価指針 の改正(令和3年2月5日)に伴 う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年8月5日	4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	8の項、42の項、50の項、53の項、54の項、 61の項、 62の項、64の項、70の項、87の	〇番号法第19条第7号 別表第二 ・特定個人情報の照会 26の項 ・特定個人情報の提供 9の項、10の項、14の項、16の項、18の 項、20の項、21の項、24の項、26の項、27 の項、28の項、30の項、31の項、37の項、3 8の項、42の項、50の項、53の項、54の項、61の項、62の項、64の項、70の項、87の 項、90の項、94の項、104の項、106の項、1 08の項、116の項、120の項	事後	特定個人情報保護評価指針 の改正(令和3年2月5日)に伴 う変更
令和3年8月5日	同上	〇番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令・主務省令で定める事務第19条各合号・主務省令で定める情報第8条第1号へ口、第8条第2号イ、第9条第1号字。台、第6条第1号中心、第8条第2号中心、同条第5号号、同条第6号中心、第8条第1号中心、第8条第1号中心、原条第5号号、同条第6号子、同条第6号子、同条第6号子、同条第6号子、同条第6号子、同条第6号子、同条第6号子、同条第6号子、同条第6号子、同条第6号子、同条第6号子、同条第6号子、同条第6号子、同条第6号子、同条第6号子、同条第6号子、同条第6号子、同条第6号子、同条第6号,同是第10号是第10号是第10号是第10号是第10号是第10号是第10号是第10号	(削除)	事後	同上
令和3年8月5日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	時点修正
令和3年8月5日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	時点修正
令和4年7月15日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	61の項、 62の項、64の項、70の項、87の	○番号法第19条第8号 別表第二 ・特定個人情報の照会 260項 ・特定個人情報の提供 9の項、10の項、14の項、16の項、18の 項、30の項、31の項、27の項、28 の項、30の項、31の項、37の項、38の項、4 20項、50の項、53の項、54の項、61の項、62の項、64の項、70の項、87の項、90の 項、94の項、104の項、106の項、108の項、113の項、116の項、120の項	事後	番号法改正(令和3年9月1日) に伴う変更
令和4年7月15日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	時点修正
令和4年7月15日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	時点修正
令和5年6月30日	個人のプライバシー等の権利 利益の保護の宣言 特記事項	別記【特】個人情報取扱特記事項	別記個人情報取扱特記事項	事後	委託基準改正に伴う変更
	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ②事務の概要	【具体的内容】 ・生活保護申請書の受理、訪問調査、資産調査及び決定(却下)通知 ・生活保護費の支給 ・生活保護費の変更、停止及び廃止 ・就労自立給付金支給申請書の受理、審査及び決定等の通知 ・就労自立給付金支給申請書の受理、審査及び決定等の通知 ・進学準備給付金支給申請書の受理、審査及び決定等の通知 ・進学準備給付金支給申請書の受理、審査及び決定等の通知 ・進学準備給付金支給申請書の受理、審査及び決定等の通知 ・進学準備給付金支給申請書の受理、審査及び決定等の通知 ・進学準備給付金の支給	【具体的内容】 ・生活保護申請書の受理、訪問調査、資産調査及び決定(却下)通知 ・生活保護更変支会 ・生活保護愛変更、停止及び廃止 ・就労自立給付金支給申請書の受理、審査及び決定等の通知 ・就労自立給付金支給申請書の受理、審査及び決定等の通知 ・進学準備給付金支給申請書の受理、審査及び決定等の通知 ・準度計問を行む、受給世帯の状態に応じた権々な支援を行う。 ・医療扶助のオンライン資格確認に関する事務(生活保護ンステムから医療保険者等向け中間サーバー等における資格度 歴の管理、医療保険者等向け中間サーバー等における資格度 歴の管理、医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等)	事後	生活保護法改正に伴う変更
令和5年6月30日	り扱う事務 ②システムの名 称	生活保護システム、中間サーバー、統合宛名システム	生活保護システム、中間サーバー、統合宛名システム、統合専用端末、医療保険者等向け中間サーバー等	事後	生活保護法改正に伴う変更
令和5年6月30日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 Ⅲ まい徳判監項目	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	時点修正
	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	時点修正